

植物CO₂資源化研究拠点ネットワーク（NC-CARP）産学連携コンソーシアム

規約

2013年 4月10日 制定

2013年 6月28日 改定

2015年11月20日 改定

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は「植物CO₂資源化研究拠点ネットワーク（NC-CARP）産学連携コンソーシアム」という。

（目的）

第2条 植物科学研究をもとに生産性が高くかつ工業原料として利用しやすいバイオマス育種研究と、育種されたスーパーバイオマスからバルクおよびファイン化学品への変換プロセス研究を中心として「植物CO₂資源化研究拠点ネットワーク（Network of Centers of Carbon Dioxide Resource Studies in Plants: NC-CARP）」プロジェクトを推進している。本事業では、理学（植物・化学）、農学（育種・農芸化学）、工学（生物工学・化学工学）に関わる大学、研究機関が連携することにより異分野融合を進め、植物機能を活かしたCO₂資源化研究を目指したものである。「植物CO₂資源化研究拠点ネットワーク（NC-CARP）産学連携コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」と称す）では、NC-CARPプロジェクトの研究成果を効率的に産業化、事業化に繋げるべく、産業界との情報交流を進めようとするものである。

（活動）

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- （1）研究成果に関する意見交換のため「バイオマスリファイナリー研究会」を定期的を開催する。
- （2）適宜、ワーキンググループを設立・開催する。

第2章 メンバー

(メンバー)

第4条 本コンソーシアムのメンバーは法人メンバー、NC-CARPメンバー及び特別個人メンバーの3種（本規約において、法人メンバー、NC-CARPメンバー及び特別個人メンバーを併せて「メンバー」という）から構成され、本コンソーシアムの活動や事業に共同で、積極的に協力し支援するものとする。

(1) 法人メンバーは法人に属するものとする。

(2) NC-CARPメンバーはNC-CARPプロジェクトに参加している大学、研究機関に属するものとする。

(3) 特別個人メンバーは諮問委員会が入会を認める個人とする。

2 本コンソーシアムへの参加は、本規約に同意の上、所定の申込書を事務局あてに提出し、諮問委員会の承認により参加できるものとする。

(メンバーの特典)

第5条 メンバーは以下の特典を有する。

(1) 定期的を開催するバイオマスリファイナリー研究会に参加できる。法人メンバーは一つの申し込みに対し最大5名参加させることができる。

(2) ワーキンググループ設立、公的研究資金応募、個別研究者との討議、インターンシップの受け入れ等を提案できる。

(脱退)

第6条 メンバーは、脱退届を事務局あてに提出することにより、いつでも本コンソーシアムを脱退することができることとする。なお、脱退はその後の再参加を妨げない。

2 脱退の効力は届出後1ヶ月後に発生するものとする。

3 脱退したメンバーは第5条に規定されるメンバーとしての特典は失うが、第8条第2項の秘密保持義務については脱退後も遵守しなければならない。

(参加費)

第7条 本コンソーシアムの参加費については当面の間無料とする。

(情報の取り扱い)

第8条 本コンソーシアムにおける活動に関連して、メンバー間において開示されるすべての情報は、その取り扱いについて別の合意がされたものを除き、秘密として取り扱う義務を負わないものとする。法人メンバーは、受領した情報を自己の事業活動に使用し、その他のメンバーは自己の研究活動に使用することができるものとする。

2 前項にかかわらず、開示される情報が秘密情報として取り扱われるべき場合は、情報開示者は、その旨及び秘密保持義務の内容を情報受領者に伝え、情報受領者の同意を得た場合に限り情報を開示するものとし、情報受領者は提示された秘密保持義務を遵守するものとする。情報受領者は当該秘密保持義務に同意できない場合、その旨を情報開示者に伝え、情報の受領を免れることができるものとする。なお、秘密情報の取り扱いに関してより詳細な取り決めが必要な場合は、別途諮問委員会で審議するものとする。

第3章 組織

(主査)

第9条 本コンソーシアムは、主査1名を置くこととする。

2 主査はNC-CARPメンバーから選ばれる。本コンソーシアムを代表し、総括するものとする。

3 主査は主査代理をおき、その責務の一部を代理させることができる。

4 主査の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(諮問委員会)

第10条 諮問委員会は、本コンソーシアムの運営に関わる事項を審議し、主査に提議することとする。これは、次に挙げる事項を含む。

(1) 本規約の変更

(2) ワーキンググループの新設、及び改廃

(3) 本コンソーシアムの事業計画、及び事業報告

(4) その他コンソーシアム運営上必要な事項

2 諮問委員会の委員は、以下の人員から構成される。

(1) 主査を含むNC-CARPメンバー

(2) 事務局長

- (3) 各法人メンバーから推挙された者（シニアマネージャ）から主査が選任した委員5～10名とし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 諮問委員会に委員長を置く。委員長は諮問委員会の議長を務める。
- 4 諮問委員会は、委員長が招集するものとする。なお、諮問委員会は、書面又は電子メール等の電子的手段による開催とすることができるものとする。
- 5 諮問委員でない法人メンバー、特別個人メンバーに所属する者であつて、希望する者は、主査の承諾を得てオブザーバとして出席することができる。

(事務局)

第11条 本コンソーシアムは東京大学大学院理学系研究科に事務局を置く。

第4章 一般規則

(免責)

第12条 本コンソーシアムの活動は、すべてメンバーの自己の責任において遂行されるものとし、本コンソーシアムの活動に伴ういかなる事故、物損などの損害についても、本コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(活動期間と事業年度)

第13条 本コンソーシアムは、2013年4月1日に設立し、2017年3月31日まで存続する。但し、第10条第1項に基づき、諮問委員会の議決を得て更に継続することができる。

2 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする。

以上